

フードドライブ連携事業者募集要領

1 目的

大阪市では、市民・事業者の皆さんと連携し、様々なごみ減量・リサイクルの取組みを推進してきた結果、平成 29 年度のごみ処理量は、ピークであった平成 3 年度のごみ処理量 217 万トンから比較して 127 万トンもの減量となる、90 万トンとなりました。しかし、このうちの家庭から排出される普通ごみの組成を見ると、その 3 割以上が生ごみで、そのうち約 4 割の年間約 4 万トンもの量が、手つかずの食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」となっています。

「食品ロス」の削減は、できるだけ新たなエネルギーやコストを投入せずにごみ減量を進めることができる取組であることから、本市では、まだ食べられるのに廃棄されている「食品ロス」を削減することにより、生ごみの発生を抑制し、さらなるごみ減量を図っていくこととしています。

この「食品ロス」削減の取組みの一つとして、今後、環境局ではイベント等において定期的に「フードドライブ(※)」を実施することを検討しており、これを連携して実施していただける事業者（以下「連携事業者」といいます。）を募集します。

環境局では、連携事業者の皆様と協働した「フードドライブ」の取組みを実施することで、ごみの減量を一層推進するとともに、経済・社会・環境に統合的に取り組む「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成にも寄与できるものと考えております。

※環境局が連携事業者の皆様と実施する「フードドライブ」とは、環境局がイベント等において、ご家庭で余った食品（常温保存可能な食品等、環境局と別途締結する協定書に規定する食品をいいます。）を回収して連携事業者の皆様へ提供し、連携事業者の皆様から、福祉団体や生活支援を必要とする個人等（以下「福祉団体等」といいます。）にこの食品を無償で譲渡していただくことで、余った食品を廃棄することなく必要としている方達へ行き届け、食品ロスの削減につなげるというものです。

2 応募要件

- (1) 環境局から引き取った食品を、福祉団体等へ無償で譲渡するまでの間、適正に保管・管理できる施設を有すること。
- (2) 環境局が回収した食品を、環境局が指定する場所まで引き取りに来ることが可能であること。ただし、(1)の施設又は回収拠点等が大阪市内に有り、環境局の職員による持ち込みが可能な場合は、この限りではない。
- (3) 団体や家庭などから引き取った食品を福祉団体等に無償で譲渡するフードバンク活動を、大阪市内の福祉団体等を対象に実施した実績を有すること。

3 応募方法

別紙様式「フードドライブ連携事業者応募申込書」に必要事項を記入のうえ、添付資料とともに次の送付先に送付してください。

送付先

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課「フードドライブ担当」宛

4 応募期間

随時受付いたします。

5 協定締結後の取組み等

応募要件を満たした応募者ごとに、環境局と協定を締結し、連携事業者となっていただきます。ただし、応募後においても、別途定める協定書の内容に合意が困難であると判断した場合には、協定書の締結を辞退することができます。

協定締結後は、個別に調整のうえ、環境局がイベント等において回収した食品を全て引取り、その食品の賞味期限等を考慮して福祉団体等に譲渡することが適切である期間内に、主に大阪市内にある福祉団体等に無償譲渡していただきます。

食品を転売することや金銭その他の有価物、役務と交換すること、営利目的事業に使用することは禁止します。

6 問合せ先

大阪市環境局事業部家庭ごみ減量課

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシナス13階

(電話) 06-6630-3259 (FAX) 06-6630-3581

(電子メール) ja0083@city.osaka.lg.jp